

## 公告

地方自治法第 199 条第 9 項及び東御市監査委員に関する条例第 7 条の規定により、令和 6 年度財政援助団体等監査の結果及び監査意見を別紙のとおり公表します。

令和 7 年 3 月 27 日

東御市監査委員 北澤 昌雄  
東御市監査委員 塩川 壽友  
東御市監査委員 高木 真由美



## 1 監査の目的

財政援助団体において、財政的援助等に係る出納、その他の事務の執行が、その目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。また、前年度監査において注意した事項が改善されているか。並びに、財政援助団体に対して東御市主管部課から必要な指示等が適切に与えられているかを目的として実施した。

## 2 監査の対象

令和5年度の補助金に係る出納状況・決算状況及び会計事務処理等の状況

補助金交付対象団体：東御市浄化槽協会

【 所管：市民生活部 生活環境課 生活安全係 】

## 3 監査実施日

令和7年3月25日（火）

## 4 監査実施場所

東御市役所3階 第1委員会室

## 5 監査事項

### ・財政援助団体

- (1) 補助金交付にいたる決裁文書等関連書類の閲覧
- (2) 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- (3) 補助金に係る会計経理は適正に行われているか
- (4) 帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか
- (5) 令和5年度決算報告書等書類の閲覧
- (6) 補助対象事業に関する令和5年度実績報告及び直近2ヵ年の推移状況
- (7) 補助事業実施に伴う事故発生の有無とその事後対応について
- (8) 前年度監査で付した意見に対する対応状況について

### ・主管課

- (1) 補助金交付の目的・趣旨は達成されているか
- (2) 補助金交付にいたる決裁文書等関連書類の閲覧
- (3) 財政援助団体から提出された報告書等の閲覧
- (4) 財政援助団体に対する指導監督・協議は適切に行われているか

## 6 監査内容確認事項及び結果

### (1) 令和5年度補助金の事務処理について

監査にあたり財政援助団体より提出された決算諸表等と照合したところ、下記

の補助金は該当勘定科目に収益計上されていることを確認した。

ただし、補助交付額及び補助対象については誤りはなかったが、昨年度注意事項として意見を付した補助金交付業務の事務手続きについて、補助団体の決算書作成及び補助金交付業務における市の確認体制については課題が残っていると認める。

(市から公布された補助金)

東御市浄化槽管理協会補助金	200,000 円 (上限額)
---------------	-----------------

(補助対象事業に関わる補助金)

普及啓発事業費 (協会報発行)	96,629 円
-----------------	----------

法定検査補助金	254,000 円
---------	-----------

合 計	350,629円
-----	----------

## 7 監査における所見及び意見

### (1) 指摘事項

- ・なし

### (2) 注意事項

- ・財政援助団体の実績報告書及び補助事業の内容について、十分な確認及び把握に努めること。

### (3) 意見・要望事項

- ・今後も財政援助団体から要請があった際は行政側からのフォローを行うこと。